

# FUTURO

Vol.  
21

JANUARY 2022

## 謹賀新年

昨年は、総選挙がありました。市民運動と野党共闘で政権交代があるかと思われましたが、結果は与党安定政権の維持でした。

マスコミ報道について、先進国では、選挙期間中に政党の政策を有権者が判断できるような公正な報道に徹していると聞きます。日本のマスコミは、投票結果を如何に速報で出すかに全精力をかけていたように感じました。そして早い当確予測は当たっていなかったようです。

世界的な動きであるSDGs、そこには地球環境の在り方、人間社会の平等、平和などの持続目標が示されています。企業では盛んに取り上げられています。マスコミもこのようなテーマを持ち、政党の政策をきちんと報道することも大切ではと思います。

民主主義の発展には、有権者が判断するための情報の開示とマスコミのそれらの正確な報道の役割大です。もちろん私たちが自ら考え行動することがその発展につながるものと思います。新たな年、主人公は私達です。

代表取締役・税理士 山本友晴



山鹿市 鞠智城

### 経営理念

- 一、 納税者の権利を護り、税制の民主化に努める
- 一、 中小企業のおきパートナーとなる
- 一、 共に育ちあう環境づくりに努める

# 令和3年度 税制改正

## 法人課税

### 【人材確保等促進税制】

中堅・大企業向けの「賃上げ・生産性向上のための税制」が、新たな人材の確保・育成を促進する「人材確保等促進税制」へと再編されました。設備投資要件、継続雇用者要件が撤廃され、新規雇用者の給与支給額の増加が要件になりました。新制度は青色申告書を提出する全企業向けの制度となっています。

#### 現行制度 (中堅・大企業向け賃上げ税制)

【通常要件①】  
継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加  
かつ

【通常要件②】  
国内設備投資額が減価償却費の95%以上

【措置内容】  
✓ 雇用人材給与等支給額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】  
教育訓練費が過去2年度平均より20%以上増加

【措置内容】  
✓ 控除率を5%上乗せ(控除上限は、法人税額の20%)

※税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

※令和3年3月31日までに開始する事業年度に適用

#### 改正案 (人材確保等促進税制)

【通常要件】  
新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額が  
前年度より2%以上増加

【措置内容】  
✓ 新規雇用者給与等支給額(※)の15%を税額控除  
※雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】  
教育訓練費が前年度より20%以上増加

【措置内容】  
✓ 控除率を5%上乗せ(控除上限は、法人税額の20%)

※税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

※令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

出典：経済産業省「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

### 【中小企業向け所得拡大促進税制】

継続雇用者要件が撤廃され、給与支給総額(企業全体の給与)要件に一本化されました。上記人材確保等促進税制との併用はできませんので、両方に該当する場合は有利な方を選択することになります。

#### 現行制度

【通常要件①】  
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上  
かつ

【通常要件②】  
給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度以上

【措置内容】  
✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】  
継続雇用者給与等支給額が前年度比で  
2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと  
I.教育訓練費が対前年度比10%以上増加  
II.中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】  
✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除  
※控除上限は、法人税額の20%

※令和3年3月31日までに開始する事業年度に適用

#### 改正案

【通常要件】  
給与等支給総額(企業全体の給与)が  
前年度比で1.5%以上

【措置内容】  
✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】  
給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度比  
2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと  
I.教育訓練費が対前年度比10%以上増加  
II.中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】  
✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除  
※控除上限は、法人税額の20%

※令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

出典：経済産業省「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

## 個人所得課税

### 【退職所得】

従業員に対する退職金について、勤続年数5年以下の場合で300万円を超える金額については2分の1課税の適用が除外されます。令和4年1月1日以後の退職手当について適用されます。

#### ●2分の1課税

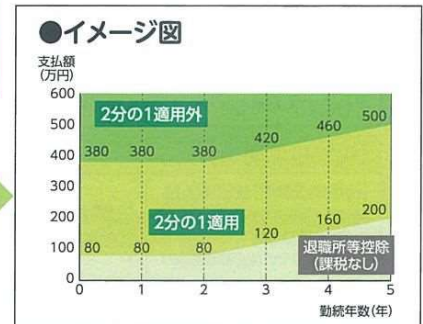
①従業員の場合(②以外)〈勤続年数5年以下の場合に改正あり〉

	令和3年12月31日まで	令和4年1月1日以降	
勤続5年超		適用可 ○	
勤続5年以下	運用可 ○	300万円*以下の部分	適用可 ○
		300万円*超の部分	適用不可 ×

※退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額

②法人役員等の場合(改正なし)

勤続5年超	適用可 ○
勤続5年以下	適用不可 ×



出典: Mykomon「令和3年度税制改正」

### 【住宅ローン控除】

令和元年10月1日～令和2年12月31日までは最長13年間の住宅ローン控除が認められていましたが、これが令和4年12月31日まで延長されることとなりました。また、住宅ローン控除の要件の一つとして床面積50㎡以上がありましたが、所得が1,000万円以下の場合には40㎡以上と緩和されています。

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)	注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などはR2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年	面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下
コロナ特例 ※コロナを踏まえた上 乗せ措置の弾力化		注文住宅はR2年9月末まで* に契約 *分譲住宅などはR2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	面積要件 =50㎡以上
消費税率10%引上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策と して拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

出典: 財務省「令和3年度税制改正」(令和3年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei21\\_pdf/zeisei21\\_01.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_01.pdf)

### インボイス制度のご案内

令和5年10月1日から開始される「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」について、対象の事業者様へ制度の概要を記載した冊子を同封しています。課税事業者、免税事業者両方に大きな影響を及ぼす非常に重要な制度です。詳細は各担当者から改めてご案内しますが、まずは概要を把握し、制度開始に備えましょう。

# 確定申告のご案内

確定申告の申告期間は  
令和4年2月16日(水)～3月15日(火)となります。

個人事業主のほか、給与所得者で以下に該当する方は確定申告を行う必要があります。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方

※時期が近づきましたら各担当者よりご連絡をいたします。申告の準備はお早めに!

下記の表はチェックリストとしてご活用ください。

【収入関係】		【所得控除関係】	
給与収入がある方	申告する年分の給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/>	医療費控除を受ける方	医療費控除の領収書もしくは医療費通知 <input type="checkbox"/>
公的年金を受給されている方	申告する年分の公的年金等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/>	社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等 <sup>(※1)</sup> <input type="checkbox"/>
その他収入がある方	収入金額及び必要経費が分かる書類等 <input type="checkbox"/>	小規模企業共済等掛金控除を受ける方	支払った掛金額の証明書 <input type="checkbox"/>
【税額控除関係】		生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	保険会社等が発行する支払額などの証明書 <sup>(※1)</sup> <input type="checkbox"/>
		寄付金控除を受ける方	寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領証 <sup>(※2)</sup> <input type="checkbox"/>
(特定増改築等)住宅借入金特別控除を受ける方 注:適用2年目以降 初年度はその他必要書類あり	①金融機関からの銀行借入残高証明書 ②住宅借入金特別控除額の計算明細書 <input type="checkbox"/>	<small>(※1) 給与所得者が既に年末調整で控除を受けている場合は不要です。                  (※2) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができませんので「寄付金受領証明書」をご持参ください。</small>	

参照:国税庁ホームページ

## 【新型コロナウイルスの感染予防対策】

弊社では新型コロナウイルスの感染予防として、次のような取り組みを行っております。  
マスク着用により会話や通話が聞き取りにくいなど、ご不便をおかけすると思いますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクの常時着用を義務付け
- ② 出入り口に手指の消毒薬の設置
- ③ 朝の清掃時、昼食時など、適宜、窓を開けて換気の励行
- ④ 外出から戻った際の手洗い・うがいの励行
- ⑤ 除菌シート・除菌スプレーによるテーブルやドアノブ等の除菌清掃

## 令和4年 主な行事予定

- 1月5日(水) ■ 仕事始め
- 1月11日(火) ■ 給与源泉所得税の納付期限
- 1月20日(木) ■ 給与源泉所得税の納付期限(納付・納期限の特例適用者)
- 1月31日(月) ■ 法定調書提出期限/償却資産申告書提出期限
- 3月15日(火) ■ 所得税確定申告・提出期限及び納付期限
- 3月31日(木) ■ 個人事業者消費税確定申告・提出期限及び納付期限
- 7月11日(月) ■ 半期給与等源泉所得税の納付期限(納付の特例適用者)
- 8月13～15日(土～月) ■ お盆休み

## 相続税対策のすすめ

皆さまは相続税の対策は済んでいますか?  
相続が発生すると相続税の問題など頭の痛いことばかりです。  
事前に相続税の対策をとれば、残された方々の重荷を少しでも減らせます。  
当事務所では、相続税のシミュレーションをして、対策のアドバイスができます。  
ぜひ一度ご相談ください。

業務内容		報酬	例
相続シミュレーション	簡易版	無料	相続税がどのくらいかかるのか概算額が知りたい。また、対策の提案を受けたい方
	詳細版	有料 (目安10万円)	土地現地調査等でより正確な相続税計算をおこなったうえで、対策の提案を受けたい方
個別相談		有料(5千円/時) 初回無料	相談したいときに、連絡するので相談にのってほしい。
研修講師		無料	各種団体で、相続セミナーを開催して説明してほしい。

毎月1日は『無料相談日』です!

相談内容 ● 相続税 ● 贈与税 ● 所得税 等 税に関するご相談  
お気軽にご相談下さい。(出張・電話相談も致します)

要予約

発行者

有限会社九州中央経理  
山本友晴税理士事務所

〒862-0962 熊本市南区田迎5丁目7-6 EL.SOCIOビル2F  
TEL.096-370-1722 FAX.096-370-1723 HP:https://www.c-tax2011.co.jp/

個人情報に関して修正、利用停止、削除などの必要が生じた場合には、お手数ですが上記発行者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。適宜、ご要望に応じた対応をさせていただきます。